

(案)

パブリック・コメント手続 (結果)

(仮称) 横須賀子ども未来プラン (素案)
平成 27 年度～平成 31 年度

横須賀市児童福祉審議会

お問い合わせ先：こども育成部こども育成総務課
電話 046-822-8225 (直通)



(仮称)横須賀子ども未来プラン(素案)についてパブリック・コメント手続を実施しましたが、その結果は以下のとおりです。

1 意見募集期間

平成26年11月11日(火)から平成26年12月2日(火)まで

2 意見の提出者数と意見件数

意見募集に対し、199人から448件の意見提出がありました。

(1) 提出方法別の意見提出者数

提出方法	人数
直接提出	7人
郵送	23人
ファクス	136人
E-mail	33人
合計	199人

(2) 素案への意見件数

項目		件数
第1章 プランの理念等	1. 子ども・子育て支援法の制定趣旨	0件
	2. プランの基本理念・目的	2件
	3. プランの対象と期間	1件
第2章 現状の分析	1. 人口の推移	0件
	2. 少子化の現状	1件
	3. 子どもと青少年を取り巻く現状	2件
	4. 現在の事業の内容と利用状況	0件
	5. プランで取り組むべき課題と課題解決に向けた方向性	2件
第3章 プランの基本的な考え方	1. プランの考え方	0件
	2. プランの方向性	0件
	3. プランの目標	0件
第4章 具体的な施策	1. 施策体系図	0件
	2. 重点施策	1件

	3. 施策	大柱1 子育て支援の推進	56件
		大柱2 安心して子どもを産み育てやすい環境づくり	0件
		大柱3 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり	17件
		大柱4 仕事と生活の調和	6件
		大柱5 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実	4件
	4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業	(1) 教育・保育提供区域	1件
		(2) 幼児期の学校教育・保育	1件
		(3) 地域子ども・子育て支援事業	141件
		(4) 認定こども園の設置数や設置時期、認定こども園の普及に係る考え方	4件
		(5) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策	0件
		(6) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取り組みの推進	0件
	(7) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実	2件	
第5章 プランの達成状況 の点検及び評価	1. プランの実施体制		3件
	2. プランの進捗状況の把握		0件
その他	(1) 全体		1件
	(2) 学童クラブ	①全般	83件
		②基準条例関係	101件
	(3) その他		19件
合 計			448件

3 提出された意見の概要及び児童福祉審議会の考え方

第1章 プランの理念等

1. プランの基本理念・目的

	意見の概要	件数	考え方
1	プランは、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を目的として、本市の実情に合った施策を計画的に提供するために策定します。」と書かれているが、地域でのつながりが希薄となっている現在で具体的にどのように地域で子育てを支えていくのか。	1件	一人一人の子どもが健やかに成長できる地域社会の実現は、子ども・子育て支援法並びにプランの目的ですので、横須賀子ども未来プラン（以下「プラン」）の着実な実施を図ります。
2	第1章に、子ども・子育て支援法に基づくサービス（特定事業等後半に出てくるが）を記載すべきと考える。市の施策が変わっていく内容を示し、その施策の実現を通し、市の基本計画等に沿った「子どもを産み育てやすいまちづくり」を行う、そのため国は7000億円の財源を確保している。市も国からの財政を含め、財源を確保して重点課題として取り組む、というスタンスをはじめに明らかにすべきと考える。	1件	子ども・子育て支援法に基づく施策は、「第4章 具体的施策」の「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」として整理しています。

2. プランの対象と期間

	意見の概要	件数	考え方
3	プランの対象者として、青少年の施策の中心が22歳、大枠では30歳までとあるが、晩婚化の傾向があるので、この年齢まで市として支援する必要があるということか。20歳以上を「子ども」扱いすることに違和感がある。	1件	プランの各施策においては、相談、助成、育成、取組支援など子どもと青少年の状況や発達に応じた施策を行います。

第2章 現状の分析

2. 少子化の現状

	意見の概要	件数	考え方
4	少子化や未婚、転出、ひとり親の現状について、本市が全国平均より悪い理由を掘り下げる必要がある	1件	一般的に少子化の要因として、結婚と出産が密接に関係していると考えられています。

	<p>る。現状をよく分析することで、様々な対策が打てる。掘り下げが弱いのではないか。</p>	<p>全国平均と本市の少子化の現状を比べた場合、本市は婚姻率が低く、未婚率が高い状況にあります。</p> <p>ご意見を踏まえ、図表6と同様に図表7、図表8、図表9に全国数値及び説明を加えます。</p> <p>また、転出やひとり親の現状の理由については、今後検討してまいります。</p>
--	--	---

3. 子どもと青少年を取り巻く現状

	意見の概要	件数	考え方
5	<p>子どもの居場所・遊び場が少ないという割合が7%もある。どのような場所が欲しいのか聞き取るべきで、対策はどこにつながっているのか。</p>	1件	<p>今後のアンケート調査の際のご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>また、愛らんど、わいわい広場、一時預かりなど子どもの居場所・遊び場について拡充を図ります。</p>
6	<p>就学前後いずれも多数となっている子育てしやすい住居・まちの環境面とは、具体的にはどのようなものと考え、対策を考えているのか。</p>	1件	<p>安全・安心に配慮された環境づくりや住宅の確保などを想定し、「大柱1 子育て支援の推進」「中柱4 子育てしやすいまちづくりの推進」を中心的な施策として位置づけています。</p>

5. プランで取り組むべき課題と課題解決に向けた方向性

	意見の概要	件数	考え方
7	<p>ベッドタウンや自衛隊など単身赴任が多いまちの特徴として、母親への過度の負担があることは対策のかなめである。</p>	1件	<p>ベッドタウンや自衛隊などの世帯が多い本市では、母親が孤立しがちな状況があり、過度な負担や不安を感じてしまうため、愛らんど事業や一時預かり、出前型子育て相談など様々な施策を進めます。</p>
8	<p>子どもの発達や成長を考えると、自身でたくましく、すこやかに育つ力をもてるようにというのは唐突である。子ども同士や異年齢で育ち合う機会を持つことが自信のたくましさにつながる。P39「子どもと青少年の育ちを大切にする」考え方にも反映させて対策を盛り込むべき。</p>	1件	<p>子どもや青少年自身が健やかに育つ環境の実現は、子ども・子育て支援法の制定目的であり、本プランにおいても、子どもたちの発達や成長に応じた施策を実施します。</p>

第4章 具体的な施策

2. 重点施策

	意見の概要	件数	考え方
9	幼稚園の預かり保育実施施設36か所から全施設との表現が変わるが、何故数値（施設数）で示さないのか。（休日保育実施施設数は、数値で示している）	1件	子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」）では、これまで幼稚園での就労などに対応するための「幼稚園の預かり保育」とされていた事業が、給付型の幼稚園では「一時預かり事業（幼稚園型）」、私学助成の幼稚園では「預かり保育」とされ、また認定こども園では、「一時預かり事業」、「延長保育」となります。 現在、市内の幼稚園・保育所では、ほとんどの施設が預かり保育または延長保育を行っています。 このため、全て実施か所を記載することは可能ではありますが、制度が浸透していない中では、かえって混乱を与える可能性があるため、全施設として記載しています。

3. 施策

大柱1 子育て支援の推進

	意見の概要	件数	考え方
10	「教育・保育施設等の充実」の項があるが、施設数がどう変わろうとしているのか、P83からの特定事業の記載からもわからない。横須賀市施設配置適正化計画においては、施設配置適正化計画検討委員会2月25日議事録に、財政部は市立保育園の削減を前提とした発言をしている。計画でも30%削減するとなっている。実施計画においても今年度中に「公立保育園の再編及び建替を具体的に進めるための実施計画を策定」としている。これらの具体的な考え方と施設数を記載すべきと考える。	1件	本プランでは、教育・保育等のサービス量の見込みと、量の見込みに対する確保の内容と実施時期を記載しています。 確保の内容を記載する際には、特に公立・私立の内訳については、必要がないものと考えています。 なお、公立保育園の再編や建替え計画については、今年度中に別途策定する予定です。
11	市立幼稚園2園については、廃止する方向性が明らかになっている。このことも本プランに記載しなければいけない事項であると考え。これらの具体的な考え方と施設数を記載すべきと考える。	1件	本プランでは、教育・保育等のサービス量の見込みと、量の見込みに対する確保の内容と実施時期を記載しています。 確保の内容を記載する際には、特に公立・私立の内訳については、

			必要がないものと考えています。 なお、公立幼稚園の廃止等の具体的な内容については、今後検討します。
12	「認定こども園への移行推進」の項があるが、横須賀市実施計画には「私立幼稚園15園を認定こども園へ移行する」が記載されている。この関連について説明の記載が必要と考える。	1件	第2次実施計画では「認定こども園への移行 私立幼稚園15園」と記載しています。 同計画は平成25年度中の国からの情報をもとに策定していますが、本プランでは、新制度への移行に関する意向調査（以下「意向調査」）の結果をもとに、施設数や利用児童数を記載しています。 また、認定こども園への移行は幼稚園だけでなく、現行の保育所からも移行の予定があります。
13	「1-(1)ウ 地域型小規模保育事業の確立」とあり、重点施策及び特定事業となっているのに、開設・拡充の文字のみ記載され、量的目標がない。P87～93までの表の確保方策の中の特定地域型保育事業のことなのかわかりにくい。 小規模保育事業は、待機児童を減らすための施策でもある。本市では、認可外の施設も多く、本来であれば認可外施設の入所児童数も待機児童数に入るはず。認可保育所に入れる家庭と入れない家庭の不公平感を無くしていくことも重要。そのあたりの考え方が説明不足なので、わかりやすくする必要があるのではないか。	1件	ご意見を踏まえ、「1-(1)ウ 地域型小規模保育事業の充実」の「・事業所の開設・拡充」の次に「利用定員220人」を加えます。 また、今回「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」に「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策」を記載し、アンケート調査結果からニーズを算出するとともに、認可外保育施設も含めた事業者から、意向調査を行い、この結果をもとに、本市の考え方を加え確保方策とし、認可・認可外の不公平感を無くしていきたいと考えています。 なお、意向調査は今後も行い、効果的な施策を進めます。
14	「1-(4)ア こども政策アドバイザーの設置」の担当課が政策推進課になっているが、こども育成部との接点が見られない。こども育成部内に担当課をおいてほしい。	1件	こども政策アドバイザーからは定住促進の視点から、子育て・教育施策などに対し助言をいただき、政策推進課と子育て支援に関する情報共有を図っています。今後も政策推進課とこども育成部が連携しながら、それぞれの役割を果たしていきます。
15	「市営住宅の提供、応募範囲の拡大」の項があるが、横須賀市施設配置適正化計画において、大幅な市営住宅の削減が示されている。一方で総数は減らし、本プランでは充実というための説明の記載が必要と考える。	1件	本プランは子育て施策についての説明ですので、老朽化した市営住宅総数の削減との関連について記載することは考えていません。

16	<p>「1-(4)-エ子育てに適する市営住宅の提供」、「1-(4)-オ 市営住宅の応募範囲の拡充」に市営住宅の提供、応募範囲の拡大施策が示されている。一方平成23年度に策定された横須賀市市営住宅ストック総合活用計画によると、子育て世帯に定期借家制度を導入するなど、入居機会が広がるように配慮するとあり、平成23年度以後、計画実施期間となっている。</p> <p>施設配置適正化計画では、先に述べた市営住宅ストック総合活用計画に基づく大幅な市営住宅の削減が示され、今後廃止予定住宅からの移転者なども予測されます。このような状況下で、本計画と、市営住宅ストック計画との十分な整合性が図られたのか。またこの場合、どのような数値目標が考えられるのか具体的な数値目標を示してほしい。</p>	1件	<p>市営住宅ストック総合活用計画でも、住宅総数の削減だけでなくニーズの高い高齢者向け住宅の整備と子育て世帯向け住宅の拡充を推進していますので、他の計画とも整合が取れていると考えています。子育て世帯向け住宅は当面年間10戸の提供を予定しています。</p>
17	<p>学童クラブの保育料軽減とは、具体的にどのようにするのか。</p>	19件	<p>小学校や公共施設の利用の促進などにより、家賃に係る負担分を軽減すると共に、小学校への学童クラブ設置による、市からの家賃補助を削減することによって生じる財源を運営費補助の拡充のための財源に充当することなどを検討し、保育料の軽減に努めます。</p>
18	<p>保育料の軽減は現状のままだと難しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料を下げれば指導員の待遇を下げざるを得ず、また希望者や待機児童も増え、結果的に大規模化につながる。 ・運営費の9割以上は、人件費となっているため、人件費の対策や雇用の問題について、検討してほしい。 	10件	<p>質の高い学童クラブを運営していただくためには、適性のある指導員の確保が必要であり、そのために指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。</p>
19	<p>民設民営で運営ということもあり、他自治体と比べて保育料が割高であるうえに、自ら運営に携わるなど、保護者の金銭的、精神的負担感はとても大きい。</p> <p>保育料の軽減や補助制度の充実を図るとあるが、預けたいけれど、負担感のためにあきらめるという</p>	10件	<p>本市では、学童クラブの設置、運営については、民設民営を基本的な考え方としています。</p> <p>民設民営による安定的な運営を継続していただくため、運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の発生解消、指導員の適正な処遇の確保</p>

	ことのない補助、支援策の策定が必要だと思う。		など、運営費補助の拡充や補助金以外の支援等、制度の充実に努めます。
20	保育料を下げて利用者が増えた場合、1.65㎡のルールの中で、どの様に受け入れればよいのか。	9件	面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移や利用料金の変更等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。
21	「(2)地域子ども・子育て支援事業の内容と利用状況」に「①地域子ども・子育て支援事業の概要」の説明として図表43が示され、一番最後に「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が「第4章 具体的な施策」の中には見当たらない。本市のような人口減少が続き、少子高齢化が進む自治体においては、公的サービスにも限りがあることから、この事業は、市民事業の活性化に必要な施策であると考え。市民が子ども・子育て支援の事業に取り組みやすい明確な事業計画を明記してほしい。	1件	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、「1-(1)-キ 実費徴収に係る補足給付等子ども・子育て支援新制度に関する支援事業」に記載しています。

大柱3 子どもと青少年が心身ともに健やかに成長するための環境づくり

	意見の概要	件数	考え方
22	「3-(1)-ア 地域資源や外部人材を活用した指導の推進」、 「3-(1)-イ 体験学習、交流活動の機会の充実」などの施策にプレーパーク事業を加える。	1件	「3-(3)-エ 学校外での多様な体験の推進」の「学校外でのさまざまな体験活動」にプレーパークも含めて考えていきます。現在、「子どもの健全育成」の観点から、こども育成部が当該事業の後援やチラシの配布の協力を行い、公園管理課では特定の公園に限って火気の使用を条件付きで認めるなどの対応をしており、今後も支援していきたいと考えています。 ご意見を踏まえ、担当課に「こども育成総務課」を加えます。
23	子育てしやすいまちづくりを進める上で、クラブ数の増加や、小学校への移転、指導員の研修の充実	1件	児童の安全や保護者の安心が確保できる活動場所の提供や開設準備等の補助金以外の支援について

	<p>は大切である。 しかし、学童クラブの確保は市が責任を持って支援し、クラブの立ち上げには、市が積極的に関わるべきである。</p>		<p>も、積極的に関わっていきたくと考えています。</p>
24	<p>指導員等職員の資質向上のための研修はとても大切である。 研修の中で、それぞれの事業の基本的な役割、保障したい子どもの姿、関わりの基本などを含めてほしい。</p>	1件	<p>指導員の研修は重要なことと認識していますので、研修受講費補助の拡充に努めるとともに、市主催の研修のあり方についても見直し、更なる充実に努めます。</p>
25	<p>学童クラブ、みんなの家、わいわいスクールは役割が違うことを基本方針の中でも明確にしてほしい。</p>	1件	<p>学童クラブと全児童対策について、それぞれの趣旨、目的を踏まえた運営をしていくことが重要であると認識しています。</p>
26	<p>小学校への移転を増やすとあるが、児童数の少ない学校に入っていて、2校から子どもが来ているクラブは、一つの小学校にクラブが入ってしまうことで、子どもの数が減ってしまうのではないか。</p>	1件	<p>学童クラブの小学校の実施については、諸条件が整う場合できるだけ小学校に入っていたきたいと考えています。小学校に学童クラブが開設されたことにより、子どもの数が減り、運営上支障を生じるような場合の激変緩和のための対応については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
27	<p>学校に入っている学童クラブは気持ちの切りかえができないのではと思う。少しでも学校から離れた場所にクラブがある方がよいと思う。</p>	1件	<p>今後、新たに小学校の利用を希望する学童クラブの運営者とは、ご指摘の点について事前によく協議を行い、児童にとってよりよい環境での学童クラブの設置に努めます。</p>
28	<p>小学校内に学童クラブをもっと増やしてほしい。</p>	5件	<p>小学校の教室利用については、積極的に促進します。</p>
29	<p>小学校内の学童クラブを増設することのだが、児童数の増が見込まれる小学校区では、余裕教室が厳しいのではないか。</p>	1件	<p>増設を計画している25クラブのうち、12クラブについては、学童クラブ開設の意向を有している市内の幼稚園、保育園による開設を予定しています。 残りの13クラブについては、小学校の教室や公共施設などの場所の提供、開設支援の充実等により、新たな学童クラブの開設を促進します。</p>
30	<p>学童クラブの安定した運営について、ハード面では「小学校の余裕教室等の活用等による場所の確保を含め、制度の充実に努めます。」とされているため個々のクラブのニーズに応じた場の確保に市が積極的に小学校などに今まで</p>	2件	<p>学童クラブの運営のために、小学校の教室や公共施設を提供することを促進します。 また、質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重</p>

	以上と呼び掛けてもらいたい。 また、ソフト面では指導員の確保が重要で、福利厚生、報酬に対しては、補助制度の充実を市が積極的に図ってもらいたい。		要であると考えています。今後の補助制度の設計の中で、十分に留意し検討してまいります。
31	このプランとは別に施設配置適正化案が横須賀市より出されているが、その案との兼ね合いはどうなっているのか。せつかく小学校に入っても廃校になってしまっは。	1件	市適正化計画では、「学級数が11学級以下の小学校は近隣校との統合を検討」とありますが、学童クラブを小学校内に設置した後、すぐに当該の小学校が廃校とならないよう留意してまいります。
32	全ての児童が学童クラブを利用出来る方策を推進するのが全うな筋だと思う。1年に学校内の学童を2つか3つずつ増やすというチマチマしたプランではなく、もっと根本から希望が持てる未来のプランを希望する。	1件	入所希望児童の推移等を見据えながら、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないようプランを着実に進めます。
33	学童クラブ設置の早急な対応とともに、横浜市のキッズのように放課後、夏休み等の学校の解放も検討ほしい。 行政と学校が一体となり、子ども達の安全を確保するため、学校敷地内の提供を義務化し、建物が間に合わないのであれば、仮のプレハブ等の対応も考えてほしい。	1件	学童クラブ以外の施策と協調していくことは、重要であると考えています。ご意見については今後の施策検討における参考とさせていただきます。 学校敷地内の場所の提供を義務づけることは義務教育施設としての小学校の本来の設置目的があることから、困難であると考えています。しかしながら、この本来の目的を損なうことのない余裕教室等の利用については、積極的に促進します。余裕教室の確保が困難な場合には、今後、他の公共施設の利用についても積極的に検討します。

大柱4 仕事と生活の調和

	意見の概要	件数	考え方
34	大柱1、大柱4ともに重点施策であり、法に基づく特定事業とされていますが、その指定の有無による効果の違いは何か	1件	重点施策は、施策の大柱毎の子育て支援に関する特に重要な施策を平成31年度の事業内容を含め記載しているため、本市独自の視点を用いています。 「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、記載が義務づけられている事業です。特に、「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方

			策」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの認可の行う際の需給調整機能も有しています。
35	「1-(1)-ア 教育・保育施設の充実」、「1-(1)-イ 幼保連携型認定こども園への移行促進」と、「4-(1)-イ 多様な保育サービスの充実」の施策上の違いは何か。	1件	「1-(1)-ア 教育・保育施設の充実」から「1-(1)-エ 家庭保育福祉員制度の充実」は、新制度における全ての教育・保育施策のうち、計画期間中に進める施策です。 「4-(1)-イ 多様な保育サービスの充実」は、仕事と生活の調和に着目した施策で、保育所、幼稚園での預かり保育、学童クラブなどの保育サービスを記載しています。
36	仕事と生活の調和の推進で、父親の子育て参加を促進するというのは、具体的にどのように働きかけるのか。 病児保育ができる場所が増えると仕事と生活の調和に近づけるのではと思う。	1件	市内事業所に対し仕事と子育てに関する広報、啓発や、父親のための子育て講座、父親同士の交流の場などの情報を提供します。 また、計画期間中に病児・病後児保育についても拡充する予定です。
37	大柱4中柱1の施策になぜ『中学校給食の実現』が盛り込まれないのか。 市外転出者が増大する原因の分析は市で行っているのか。横浜市や川崎市が中学校給食を実現させた場合、生産世代の市外転出は急速に増大することが予見される。給食事業を始めれば新たな雇用を創設することも可能となるのではないか。	1件	市民の皆さまにとって多額の税負担となる視点などから、現時点で、中学校での完全給食は困難と考えていますが、給食を含めた中学校における昼食のあり方などについて、広く市民の方に意見を伺うことも含め、検討している段階ですので、今回のプランには盛り込んでいません。
38	保育所数は41園から28園の減になるのか。	1件	教育・保育における各施設数は、各事業者に行った、意向調査をもとに記載しています。 現在保育所は41か所ありますが、平成31年度には、28か所になると考えています。 なお、保育所としての施設数の減の大きな理由は、認定こども園への移行によるものです。
39	「4-(1)-イ 多様な保育サービスの充実」に幼稚園数の明示がないが何故か。	1件	重点施策及び具体的施策のうち「大柱4 仕事と生活の調和の推進」は、仕事と生活の調和に着目した施策で、保育所、幼稚園での預かり保育、学童クラブなどの保育サービスのみを記載しています。

大柱5 特に支援を必要とする子どもとその家庭への支援の充実

	意見の概要	件数	考え方
40	「療育相談センターの充実」が重点施策とされているが、どのように変わるのかが分からない。変更される点を記載すべきと考える。	1件	本プランでは既存・新規事業を含め子育て支援の重点施策を記載しています。 現時点では計画期間内における療育相談センターの具体的な新規施策はございませんが、発達の遅れや障害のある子どもへの療育支援の充実を図ります。
41	「障害児施策の推進」としてアからオまでの記載がされているが、障害福祉課での施策のウに含まれる事業は多種多様であると考え。また、現在障害者福祉計画についてのパブリック・コメントも実施されており、細部についてはそちらの方が詳しく記載されている。したがって、P78大柱5中柱3の説明に、「本市障害者福祉計画の事業と調和をとった施策を推進する」という記載が必要と考える。	1件	ご意見を踏まえ、「中柱3 障害児施策の推進」に「年齢や状況に応じて、横須賀市障害者福祉計画と調和した施策を推進します。」を加えます。
42	障害児支援の事業担当は、大きく療育相談センター、障害福祉課、児童相談所に分かれている。これに加え民間の事業者や医療機関等の関わりもあり、年齢によってのサービス提供の変化が大きいのが子どもの時期の課題である。障害者計画では、「ライフステージに切れ目のない支援のため、様々な施策を総合的に進める」との施策の方向が示されている。したがって、大柱5中柱3の説明に、「ライフステージに切れ目のない支援のため本市障害者福祉計画の施策の方向と調和をとった施策を推進する」という記載が必要と考える。	1件	
43	貧困は「子ども」とは別のカテゴリにして支援対象としたほうが、方策として決めやすいのではと思う。	1件	本プランは、子ども・青少年及びその家庭の年齢、状況にあわせ総合的に施策を記載しています。

4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

(1) 教育・保育提供区域

	意見の概要	件数	考え方
44	<p>P83からの特定事業について、P42からの記載と分離しているため、全体像がつかみにくいという感想をもった。</p> <p>提供区域の事業ごとの設定が、現状と課題等から導かれているのか疑問である。特に、P85の「行政センター区域を統合した5区域」について、説明が不十分と思われる。また一般的に、衣笠・西行政センター区域は面積が広大過ぎ、利用状況等を踏まえても無理があると考える。</p>	1件	<p>重点施策は、施策の大柱毎の子育て支援に関する特に重要な施策を平成31年度の事業内容を含め記載しているため、本市独自の視点を用いています。</p> <p>「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、記載が義務づけられている事業です。特に、「幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策」は、幼稚園、保育所、認定こども園などの認可の行う際の需給調整機能を有しています。</p> <p>また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、教育・保育提供区域の設定は、市町村の地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とされているため、区域面積だけでなく、現状の施設数及び利用状況、待機児童数などを総合的に判断し、5区域としました。</p>

(2) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

	意見の概要	件数	考え方
45	<p>教育・保育の拡充に伴い、職員の確保が必要となるが、十分な待遇と、質の高い職員の確保が必要となる。</p>	1件	<p>量の拡充に伴い、子どもに対する十分な処遇を確保するには、職員の確保は重点的に取り組んでいかなければならない課題と認識しています。</p> <p>職員の確保及び質の向上に向けた施策を進めていきます。</p> <p>なお、職員の処遇については、公定価格における質の改善において措置され则认为しています。</p>

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	意見の概要	件数	考え方
46	利用者支援事業は、最終年度にほとんどの地区で事業がスタートするという計画になっており、具体的な計画となっていない。プランに記載しなければならない事項であるならば、31年度に向けた具体的な検討方法等も記載すべきと考える。	1件	利用者支援事業は、新制度における平成27年度からの新規事業であります。 今後、公立施設を利用した確保策に加え、新制度における利用者への情報提供の質と量を勘案し、具体的な配置を検討します。
47	地域子ども・子育て支援事業は、遅延なくすすめること。特にひろば、拠点、利用者支援、一時預かり、学童クラブは人材確保、養成を含め重要。	1件	地域子ども・子育て支援事業を含め、プランの着実な実施を図ります。
48	一時預かり事業には、在園児対象型36か所が平成31年度では全施設と記載されていることから幼稚園数は36園と推測されるが、それで良いのか。	1件	現在本市には39か所の幼稚園があり、うち36か所が預かり保育を実施しています。
49	一時預かり事業で、「在園児対象型以外」8か所が31か所と増加しているが、この事業は幼稚園以外の施設がどのように関わり、この事業を担当するのかが不明である。	1件	新制度では、これまで幼稚園での就労などに対応するための「幼稚園の預かり保育」とされていた事業が、給付型の幼稚園では「一時預かり事業（幼稚園型）」、私学助成の幼稚園では「預かり保育」とされ、また認定こども園では、「一時預かり事業」となります。これ以外の在園児を対象としない「一時預かり事業」が「在園児対象型以外」となり、幼稚園、保育所、認定こども園で実施する予定です。
50	学童クラブの確保方策について、現行54か所から79か所としているが、1か所立ち上げるだけでも相当なエネルギーと資金が必要となるため、具体的な支援策をどのように考えているのか。 また、保護者に任せず、市が積極的に支援する必要があるのではないか。	60件	具体的な支援策としましては、運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えていまして、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援に努めていくことも重要と認識しています。 クラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。
51	27年度から30年度まで毎年度3～4か所位増える計画ですが、31年度に突然13か所も増える計画とな	1件	計画期間中の設置か所数については幼稚園や保育園により新規開設の意向をいただいている場合には

	っている。単なる数字合わせではないのか。		それぞれの開設予定年度に位置付けています。 それ以外の新規に設置する学童クラブについては行政センター区域毎の量の見込みに照らして位置付けをしています。 平成31年度に集中しているところについては、学童クラブの新設に向けた補助制度等の充実や運営者の誘致に時間を要することから計画の実現性を担保するために後年度の位置付けとなっていますので、必要に応じて前倒し開設にも努めます。
52	学童を増やすとっているが、学校長から校内に学童を開設することはできないとはっきり言われてしまったところは、家賃という形で学童を運営している。指導員の雇用等ひと学童での負担が多くなってきている。	1件	家賃補助については、家賃が不要な学童クラブとの公平性を図る必要から、今後の補助制度のあり方を検討する際の課題とさせていただきます。指導員の処遇については、適正な処遇を確保するよう研修の充実と共に運営費補助の拡充の中で検討します。
53	平成31年度までに約25も学童クラブ数を増やすと明記してあるが、その財源はどこか。	2件	新制度の枠組みの中で、国や県の財源を活用しつつ、市の一般財源を充当し対応します。 予算の確保については、補助制度の拡充や、小学校の教室整備など毎年の予算編成過程において、適切に対応してまいります。
54	クラブ増設にあたり小学校内の教室が利用できる配慮又は、クラブ増設に伴い、指導員不足となる問題点に関しては、学校教員空き待ちの方や教員希望の方々へ学童という場を理解してもらえる様な説明を加えて指導員確保にも協力してほしい。	1件	諸条件が整う小学校については、学童クラブの教室利用を積極的に進めたい考えであり、関係部局との調整を図ります。指導員の確保については、重要なことと認識しています。ご意見については今後の施策検討における参考とさせていただきます。
55	学童クラブの数を増やすというが、予算や施設など行政が関わるのはどの程度か。	2件	具体的には、安全で安心な運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えていまして、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援に努めていくことも重要と認識しています。 クラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。

			ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分に次のおおりに変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
56	54か所を79か所に本当に増やせるのか。久里浜区域は今一番学童クラブがほしいと思うが、立ち上げるには保護者だけで、出来る訳もなく、市として確実に増やしていくことを考えてほしい。	1件	増設を計画している25クラブのうち、12クラブについては、学童クラブ開設の意向を有している市内の幼稚園、保育園による開設を予定しています。 残りの13クラブについては、小学校の教室や公共施設などの場所の提供、開設支援の充実等により、新たな学童クラブの開設を促進してまいります。
57	放課後児童健全育成事業について、不足数への対応が不十分である。平成31年度に向けた具体的検討方法等も記載すべきと考える。	1件	学童クラブの数を増やすために、場所の提供や開設準備等の補助金以外の支援についても、積極的に関わってまいります。 プランの実施にあたっては、地域の状況に留意し、柔軟に対応してまいります。
58	学童クラブ児童数の足りない地域とそうでない地域があるが、特に不足していない地域の増設が目立つが、何故か。足りない地域から増やしてほしい。	2件	小学校利用による家賃補助の削減による財源や、国や県の財源の活用、一般財源の確保等への積極的な取り組みにより、補助制度の見直し、拡充を行い、児童数の増減に影響されない安定した学童クラブの運営をしていただけるよう努めます。
59	久里浜区域は平成28年度まではニーズに不足が生じているものの、平成29年度以降は、ニーズが充足してしまう状況となっている。このことは、クラブを運営する立場からすると、新たなクラブの整備が、既存の学童の児童数の減少を引き起こす懸念もある。今の仕組みでは、児童が常に定員を満たす状況でないと、指導員の待遇を向上させ、長期に雇用ができ、豊富な経験に裏打ちされた良質な保育を実現することが難しく状況である。児童数の増減が保育の質に不安定にしてしまう現状を変える手立てを考えてほしい。	1件	

60	<p>子どもが多い地域と分析されている久里浜地域では学童が不足しているのに、平成28年度まで増やす計画がないのは、どういう理由なのか。</p> <p>余裕教室がある地域から増やしていくということでしょうか。</p> <p>それでは需要には応えらず、重点をおくとは言えないと思う。</p>	1件	<p>久里浜区域については、計画上は平成28年度に整備を行うことになっていますが、地域の状況を見極め、プランの前倒し実施ができるよう努めます。</p> <p>また、他の区域においても、地域の状況に留意し、柔軟に対応してまいります。</p>
61	<p>クラブ数を増加させる時も、市内の子ども達が通うのに遠距離にならず安心して通えるような場所を考えてほしい。</p>	1件	<p>学童クラブの設置場所については、極力、安全・安心が確保できる場所であることに留意してまいります。</p>
62	<p>学童クラブの増設について、小学校以外の場所では家賃がかかるので、家賃補助を100%としてほしい。</p>	1件	<p>今後、補助制度のあり方を検討する際の検討課題とさせていただきます。</p>
63	<p>新しい学童を立ち上げるためには、設置場所、保護者の労力、金銭面、ベテランの指導員が必要であり、父母会の運営では、すぐにクラブが増やせない。</p>	8件	<p>新規の学童クラブの立ち上げについては、活動場所の提供（小学校の教室）や開設準備等の補助金以外の支援についても、積極的に関わってまいります。</p>
64	<p>今から立ち上げるクラブは、立ち上げ時に小学校に市がしっかりと話をつけて最初から小学校に入れるよう、市が主体的かつ積極的に動いてほしい。これ以上横須賀市民を市外に流させたくなければ、市が心を入れかえ親任せにせず、しっかり動く必要がある。</p>	1件	<p>小学校に学童クラブを開設するには、小学校に利用できる教室があることが前提となります。また、対象となる小学校の校区内に、小学校を利用することを希望する学童クラブが既に存在している場合には、その学童クラブとの調整も必要となってきます。</p> <p>そのため、小学校の利用を希望する全ての学童クラブに小学校を利用していただくことは困難と考えていますが、小学校の利用を希望する一つでも多くの学童クラブに小学校や公共施設を利用していただけよう努めます。</p>
65	<p>開所に必要な指導員の人数を最低2人以上にすると、人件費がかかり、新しくクラブを10か所以上増やすということは、それだけ新しく指導員を育てる、クラブを運営するという負担が保護者と市連協にかかってくる。運営が赤字になるクラブもあり、補助金も増えないということでは、一体どこを目指しているのか。</p>	3件	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」）を施行したことにより、保護者の皆様や関係機関に負担が増えることのないように努めます。</p> <p>基準条例の施行に伴い、運営の質の向上、保護者負担の軽減、支援員の処遇向上等を実現するために、支援の拡充に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」</p>

			「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向性(確保方策)」中、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。
66	単に数を増やせばいいわけではない。指導員研修の支援や補助も、指導員を見つけて採用するのは学童側でやっていて、それがどれだけ難しいかを理解して欲しい。未来のことも大切だが、現状で出ている課題を先に解決するのが先ではないか。学童を開設し、しっかりと運営していく体制を整えてから数を増やしていった方が事故の防止につながると思う。	1件	指導員の確保や研修については、指導員の適正な処遇の確保と共に、補助金以外の支援のひとつとして重要なことと認識しており、今後適切に対応することを検討していきたいと考えています。学童クラブへの需要増に対応するための学童クラブの増設と、既存の学童クラブの運営に対する支援や補助の拡充については並行して対応してまいります。
67	保育料の軽減をもとに今現54か所を79か所にするのも指導員の数もどのように増やすのか。	1件	
68	学童クラブの質を高めるために研修会を行うことは良いことだが、それと同時にクラブを拡充することは、難しいことではないか。	1件	
69	指導員の研修会、接し方、技術向上とあるが、指導員のクオリティを上げる事は、とても大切である。 良い人材を確保するためには、それなりの対価が求められる。長期にわたり働き続けられるためには、社会保険、年金等の雇用の充実も不可欠であるため、安定した保育を目指すためにも是非考えてほしい。	10件	質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が重要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。今後の補助制度の設計の中で、適性のある指導員のもと、安定した学童クラブの運営が図られるよう検討します。
70	クラブ数の拡充はスペースだけでなく、指導員確保の問題もある。指導員がいなければクラブは成り立たない。	8件	
71	指導員の能力向上を目的にキャリアアッププランを検討してもらいたい。優秀な指導員の確保は「放課後、子どもたちが安心して過ごせる生活の場」につながると思う。現行の学童クラブは民設民営で行われているため個々の学童ク	1件	基準条例で、放課後児童支援員の資格が初めて規定されましたが、その資格要件として神奈川県主催の研修の受講が義務付けられています。指導員の能力向上や職場定着を高めることは重要なことと認識しています。

	<p>ラブでは作成は困難であると推測される。市から指導員のキャリアアッププランのモデルケースを検討してもらい、指導員の能力向上に伴う研修費、能力に対する報酬等は市が助成金等補助制度を充実させてもらいたい。</p>		<p>支援員の資格取得を含めて、キャリアアッププランについては、クラブ運営者、支援員の皆様と、そのあり方についてよく協議し、必要な対応を検討します。 また、現行の研修受講費補助のあり方についても検討します。</p>
72	<p>放課後児童指導員の研修会は「子ども・子育て支援法」制定に伴う基準条例でも定められたものであるため、開催は必須かと思うが、市が主体となって研修会を行うのか。研修は指導員の知識・技術向上に当然必要ですが、指導員に対する研修中の給与保障の助成や指導員不在に伴う保育不能状況の改善策なども併せて検討する必要がある。</p>	1件	<p>放課後児童支援員に対する研修は、県が主催することになっています。その具体的な実施方法等はまだ未確定ですが、ご指摘のことについては、何らかの対応が必要と考えています。 具体的な実施方法等が明確になり次第、必要な対応について検討します。</p>
73	<p>「放課後児童指導員の研修会を開催し、子どもとの接し方や指導についての知識と技術向上を図ります。」とあるが、重点施策であれば研修会とあわせてOJT（オン・ザ・ジョブトレーニング）を積極的に取り入れて指導員の能力向上を推進するのが学童クラブの運営に合っていると思う。また、指導員の研修に対する助成金等補助制度の充実を積極的に図ってほしい。</p>	1件	<p>指導員の能力向上や職場定着を高めることは重要なことと認識しています。支援員の資格取得を含めて、研修体制やキャリアアップについては、クラブ運営者、支援員の皆様とよく協議し、必要な対応を検討します。 研修受講費補助の対応についても補助制度全体のあり方において検討します。</p>
74	<p>量の見込みに応じた確保方策とは具体的にどのような方策なのか。条例で定められた1人当たり1.65㎡を実現したくも、場所もお金もない中で、市はどのように援助してくれるのか。</p>	3件	<p>定員数を規定する面積要件については、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しない経過措置を設けています。この経過措置期間中に入所希望児童の推移等を注視し、補助制度の拡充を図ることなどにより学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>
75	<p>量の見込み、補助制度の充実、保育料の軽減、学校で定員を超えた児童の受け入れ等、具体策の決定はいつか。</p>	1件	<p>本プランに掲載した計画を着実に整備していく過程で、制度の充実、見直しを図ります。</p>
76	<p>放課後の子ども達の居場所を増やしていく方案を考えていく必要がある。 誰もが、利用できるような学童クラブをもっと増やし、現在の学童クラブは定員を増やせるように場</p>	3件	<p>放課後児童の健全育成という観点から、学童保育を必要とする全ての児童が平等に利用できる環境が必要であると認識しています。そのため、本プランを着実に進めます。</p>

	所を考えるプランがあってよいと思う。		
77	学童クラブについて、学区毎に事情が異なっている。区域設定について、行政センター区ではなく、学区で考えるべきである。	8件	本プランでは、行政センター区域ごとに確保策を位置付けていますが、プランを実施する過程において、小学校区での需給バランスにも留意してまいります。
78	事業概要に適切な遊び及び生活の場を提供する事業とあるが、様々な境遇にある小学生を対象とするならば軽重度関係なく障がい児の受け入れについて具体的な支援を入れるべきではないか。	1件	一人でも多くの障害児を受け入れていただくため、学童クラブへの補助金として、指導員の加配に係る障害児加算や障害児特別加算、また指導員への障害児についての行政研修を実施しています。今後も支援の充実、拡充を検討してまいります。
79	補助制度の充実を図るとあるが、具体的な内容は何か。	2件	具体的には、安全で安心な運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えていまして、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援に努めていくことも重要であると認識しています。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」また、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。
80	クラブ数を増やす計画はしておいて、あとの事は経営素人の保護者任せとはいかがなものかと感じる。とは言ってもすぐに市運営にすることは難しいと思われるので、まずは補助金の金額を大幅に増加させてほしい。(増加の部分は指導員の給与に当てたい)	1件	質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。適性のある指導員のもと安定した学童クラブの運営が図られるよう検討してまいります。

81	<p>量の見込みに応じた確保方策とあるが、クラブの利用金額によって、量も大きく変動する。保育料の設定金額が妥当か、他市と比較、もしくは、常識的な範囲なのか。市の世帯の所得水準も含めて利用する世帯の層の把握を行い基準を明確に出してから、金額の設定を行った方が良いのではないか。</p> <p>子ども数の減少による減収分は、利用料から取るのではなく、公的資金にて予算を組み対応していかないと民間企業でない限り厳しい。</p>	1 件	<p>本市の学童クラブは民設民営で運営されており、利用料については基本的には、各学童クラブにおいて決定していただいておりますが、小学校の教室等の利用促進により、家賃に充てていた財源を運営費に充てていくこと等を検討し、保育料の軽減に努めていきたいと考えています。また、児童数の減少に対しては、国や県の財源の活用、一般財源の確保等への取り組みにより、補助制度の見直しと拡充を行い、児童数の増減に影響されない安定した学童クラブの運営をしていただけるよう努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。</p>
82	<p>補助制度の充実を図るということだが、実際にどう考えているのか。</p>	5 件	<p>具体的には、安全で安心な運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えていまして、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援に努めていくことも重要と認識しています。</p>
83	<p>学童クラブ数がかなり大きく記載されているが、現在の民設民営に対して助成をするという今のあり方をそのまま続けるだけでは、重点施策とは言えない。民設民営のままでも、もっと公的な支援が必要な分野である。</p> <p>小学校の余裕教室だけでなく、賃貸物件を借りるときに市が保証人になるとか実質的な支援を事業計画に盛り込んでほしい。</p>	1 件	<p>クラブ運営者、指導員、利用者(保護者)の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分の次のおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつ</p>

			つ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」また、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。
--	--	--	---

(4) 認定こども園の設置数や設置時期、認定こども園の普及に係る考え方

	意見の概要	件数	考え方
84	認定こども園の充実に伴い、箇所数が増加しているが、具体的な支援策をどのように考えているのか。	1件	認定こども園への移行に伴う支援策は、多岐にわたると考えられます。そのうち、施設整備については、国の補助制度などを活用していきたいと考えています。 また、認定こども園の充実に伴い、子どもに対する十分な処遇を確保するには、職員の確保及び質の向上は重点的に取り組んでいかなければならない課題と認識しています。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(2) 幼児期の学校教育・保育」「②幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策」「確保方策」中最後に「国の補助金等を活用した施設整備を行い、定員増や安全確保等に努めます。」を加えます。
85	認定こども園について、質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に提供することが可能と記載されている。ここでいう質が高いというのは、多機能ということだと考えるが、認定こども園は施設や職員のスキル等のグレードが高いという印象を、全体を通して持った。幼稚園・保育園の内容等も記載し、グレードの違いではないとの説明が必要と考える。	1件	ご意見のとおり、認定こども園は保護者の就労状況に関わらず学校教育・保育を提供でき、単に幼稚園と保育所が併設されているのではなく、地域の子育て支援機能を持った施設です。 幼稚園及び保育所などの機能については、P22「4. 現在の事業の内容と利用状況」に記載しているため、P110への記載はしませんでした。
86	認定こども園の普及に関する考え方が、説明文と表で記載されているが、到達目標33園に対し、既存の公立・私立保育園や、公立・私立幼稚園がどのように変わるの	1件	認定こども園の施設数や設置時期は、意向調査の結果をもとに記載していますが、特に公立・私立の内訳については、必要がないものと考えています。

	か、或いは変わらないのか具体的に示してほしい。		
87	認定こども園数が、既存の施設とは別に、新規施設として33園が生まれるのか。	1件	計画期間中の量の見込みに対する確保方策は、既存の幼稚園、保育所からの移行が見込まれる数を33か所と記載しており、新規施設が33か所設置される訳ではありません。

(7) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

	意見の概要	件数	考え方
88	社会的養護体制の充実についても、本市社会的養護推進計画の事業と調和をとった施策を推進するという記載が必要と考える。	1件	ご意見を踏まえ、「中柱4 社会的養護体制の充実」に、「横須賀市社会的養護推進計画の課題や取り組みを反映した施策を推進します。」を加えます。
89	社会的養護や児童相談所の体制強化の進め方というタイトルで、理学療法士・作業療法士の巡回相談の記載がある。おそらく療育相談センターからの巡回相談と思われるので、そのように明示した方が良いと考える。また、心理療法担当職員を配置するのは児童養護施設なのかははっきりしない。こちらも明確に児童養護施設すべてに配置すると明示した方が良いと考える。	1件	理学療法士・作業療法士の巡回相談は療育相談センターからの派遣を限定して想定しているわけではありません。また、心理療法担当職員の配置については、標題が「施設の専門的ケアの充実」となっています。よって、施設に職員数が適切に確保されるよう市が支援等に努めていくものです。

第5章 プランの達成状況の点検及び評価

1. プランの実施体制

	意見の概要	件数	考え方
90	第5章にプランの達成状況の点検及び評価の記載があり、そして「子ども育成部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。」としている。 事業実績は、計画の全てが数値化され客観的な評価が出来るようにはなっておらず、また例えば施策そのものの是非などは数値化できない面もある。従って評価については、執行側の独りよがりの評価を避けるためにも、執行側だけで	3件	ご意見のとおり、本プランの全ての施策が数値化できるものではありませんが、数値化できるものについては、できる限り数値化としていきます。 本プランの目的は、全ての子どもに良質な育成環境を保障し、子育て家庭が子育ての安心感や充足感を得られる環境づくりを目指しています。そのため、各施策の数値化と合わせて、今回大柱毎に「アンケート調査結果等から求められる姿」を記載し、次回のアンケート調査の結果等からプランの達成

<p>なく、サービスの受け手側や、それらの事業に関連する事業者、ボランティア等多くの人々が直接的、間接的に関わる仕組みの中で評価が行われる仕組み作りが必要に思われるが、この点をどのように考えているのか。</p>	<p>度を捉えていく仕組みづくりを考えています。 また、次回アンケート調査についても、今回のアンケート調査と比較できるような調査を行いたいと考えています。</p>
---	---

その他

(1) 全体

	意見の概要	件数	考え方
91	<p>この意見募集を行うにあたり、現在市で学童保育の必要性を感じ、その運営に対し疑問等を持っている人全てを対象に行われるべきだと考えるが、保育園、学校等を通して何の連絡もなく、ただホームページに載せて外部に向け「行政としてやっています。」といった形式的なものを感じる。 こういった事を行うのであれば利用する可能性がある人全員に向け行うのが筋ではないか。 このようなやり方では学童保育を必要としている家庭の数や意見、状況の把握などできるはずがない。全員に向けて行なってもないのに、今回の結果をもって「必要としている人は少ない」といったことや、意見、要望が集まらないことに対しやり方に問題があると思う。</p>	1件	<p>今回のパブリック・コメント手続に関しては、本市パブリック・コメント手続条例等に沿って、広報紙やインターネット、行政センター等での配架などにより行っています。 また、幼稚園、保育所、学童クラブの事業者に対しましては、パブリック・コメント手続の案内を行っています。 今回いただきました、ご意見につきましては、次回の計画策定の際に参考とさせていただきます。</p>

(2) 学童クラブ

①学童クラブ(全般)

	意見の概要	件数	考え方
92	<p>どの小学校に入学しても、放課後子ども達が安心して過ごせる学童クラブがある状況にしてほしい。</p>	2件	<p>学童クラブの利用を希望する全ての児童が安心して安全な学童クラブに入所することができるように努めます。</p>
93	<p>学童クラブに空きがないから他小学校区に通ってもらうのか。他小学校区でも空きがない場合は、どうするのか。</p>	1件	<p>学童クラブに空きがない地域において、なるべく早期の学童クラブの開設に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>

94	子どもの数は減少しているにもかかわらず学童クラブの入所希望者は増えている。希望する人が全員入所していけるようにしてほしい。	1件	放課後児童の健全育成という観点から、学童クラブを必要とする全ての児童が家庭の経済状況等に左右されることなく平等に利用できる環境が必要であると認識しています。そのため、本プランの着実な実施を図ります。
95	保育料が高く本当に学童クラブが必要な家庭が入所できない状況にある。補助金に加え、経営していくには、クラブの受け皿を広げ、クラブに児童を増やす必要がある。	1件	ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおりのとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
96	他市に比べての保育料の高さを市はどのように考えるのか。子どもたちの為に予算を運用できるようにしてほしい。	2件	他市に比べて、本市の保育料の水準が高いことは承知しています。小学校や公共施設の利用の促進などにより、家賃に係る事業者負担分を軽減すると共に、市からの家賃補助を削減することによって生じる財源を運営費補助の拡充のための財源に充当することなどを検討し、ひとり親世帯や低所得世帯の保育料の軽減を含む保育料の軽減に努めます。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおりのとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」また、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学

			校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。
97	<p>保護者会運営の学童クラブに子どもを通わせている場合、昼間は会社に務め、クラブ運営の為に土日に会議をし、更に子ども1人月額2万円を支払っている。全国でもこれだけの負担を保護者が強いられている市町村は少ないのではないか。小学生の子どもを持つ保護者が市外へ移っていく事は当然の事と思われる。</p>	6件	<p>本プランを着実に推進し、学童クラブの量と質の確保を併行して進めていくために、運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援について拡充を図り、保護者の様々な負担を軽減してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更に従って変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」また、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。</p>
98	<p>横須賀の学童クラブは保護者の負担(金銭面、運営参加)が近隣に比べ大きい。子育てしやすい街を目指している横須賀のはずだが、学童の現状は、子育てしにくい、保護者負担の大きい横須賀に思えてならない。子育て世代が市外に流出して行くのも、他の状況を見てもなんとなくわかる。</p> <p>横須賀に住み子育て世代としては、子どもに関するサポートをもっと頑張ってもらいたい。</p> <p>民設民営とはいえ、市との連携がもっとスムーズに行われると助かる。</p>	3件	<p>学童クラブの設置、運営については、民設民営を基本的な考え方としています。民設民営による安定的な運営を継続していただくため、開設時や運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援が必要と考えています。児童福祉法に位置づけられた市の責務を十分に認識し、学童クラブの増設と安定した運営をしていただけるよう努めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更に従って変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつ</p>

			つ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
99	放課後の居場所の充実が切実である。これまで放置してきたことが、転出等につながっていると考えるべき。	1件	民設民営による安定した運営を継続していただくため、基準条例の制定や本プランの策定を機に、運営費補助の拡充や補助金以外の支援等の制度の充実に努めます。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
100	利用している学童は小学校内にあり、恵まれている環境だと思いが、それでも悩みはつきない。保護者、子ども、そして指導員が気持ちよく利用でき、働けるよう、保育料の軽減、公営化、指導員さんの待遇の改善を望む。	1件	学童クラブの設置、運営については、民設民営を基本的な考え方としています。民設民営による安定的な運営を継続していただくため、開設時や運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援が必要と考えています。
101	プランの中に「助成をする」とよく書かれているが、市が学童クラブを設置・運営(公設)することはないのか。	8件	児童福祉法に位置づけられた市の責務を十分に認識し、学童クラブの増設と安定した運営をしていただくために制度の充実に努めます。
102	学童の運営を働く保護者が行うのはとても大変。市が負担できる部分もあるはず。また、保護者運営の負担で入所をためらう人もいます。	1件	ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
103	民設民営にもそろそろ限界を感じている。	2件	
104	市の学童保育は学童ごと保護者が運営していることが多いようですが、学童保育を利用する保護者は働いているので、運営すること自体難しい現状を考えていただけないか。もっと予算を増やし、行政として市が管理し、学童保育を運営している業者等の利用を検討し	1件	

	て早急に学童保育の新設を考えていただきたい。		
105	保護者主体の運営のままでいいのか。仕事をしているから子どもを預けるのであって、学童の活動のために仕事は休めない。こういった事情で、親の都合で学童をやめていく子も多いと思う。	5件	
106	民間で行う学童があってもいいと思うが、民間の企業が学童保育を立ち上げることがスムーズになるような制度の改正と支援をお願いしたい。	1件	<p>横須賀市では、学童クラブの運営については民設民営を基本的な考え方としています。</p> <p>設置者については、保護者会、社会福祉法人、学校法人等一切の制限は設けていません。計画を着実に遂行していくためには、民間企業の参入も必要と考えています。民設民営による安定的な運営を継続していただくためには、運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援も必要であると考えています。また、新規立ち上げ時の支援については、開設時に必要な諸費用への補助や、補助金以外の支援についても積極的に関わってまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。</p>
107	<p>子どものために学童保育へもっと積極的にかかわってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブのための施設を確保する ・学校に入れることだけで終わりにしてほしくない ・待機児童ゼロを目指すためには地域ごとに密な連携を指導員や保護者ととっていききたい ・大規模学童のための余裕教室を確保(人・教室だけでは保育が足りません) ・人材の確保及び研修育成の充実 	7件	<p>児童福祉法に位置づけられた市の責務を十分に認識し、学童クラブの増設と安定した運営をしていただくための補助金の増額や補助金以外の支援等、制度の充実を図ります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、</p>

	<p>など 本当に必要な支援策を立てていただきたい。</p>		<p>補助制度の充実を図る」の部分で次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
108	<p>現在の体制、保育料では利用児童の増加につながるとは思えない。負担の大きさから結局、鍵っ子を選択する家庭が増えるのではないか。</p>	1件	<p>保育料の負担軽減については、小学校の教室や公共施設の利用の促進などにより家賃に係る事業者負担分を軽減すると共に、市からの家賃補助を削減することによって生じる財源を、運営費補助の拡充のための財源に充当することなどを検討し、保育料の軽減に努めます。</p> <p>また、他の課題と併せまして、制度の充実を検討する中で、運営費補助の拡充を図ることにより解決してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分で次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
109	<p>指導員の処遇について、何らかの賃金保障、身分保障をしてほしい。社会保険への加入費用や年功序列型の賃金体系の財政支援があれば保護者の負担も少なく、指導員もすぐに辞めたりする事もないと思う。指導員の保障がもう少し優遇されてもよいと思う。行政の財政支援で学童の利用料をもっと利用しやすくする支援をお願いしたい。</p>	3件	<p>質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が重要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。今後の補助制度の設計の中で、適性のある指導員のもと安定した学童クラブの運営が図れるよう配慮して検討してまいります。</p> <p>利用料の軽減については、小学校の教室や公共施設の利用の促進などにより、家賃に係る事業者負担分を軽減すると共に、市からの家賃補助を削減することによって生じる財源を、運営費補助の拡充のための財源に充当することなどを検討し、保育</p>

			<p>料の軽減に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおきく変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
110	その為にも学童クラブで働く指導員の身分が保障され、仕事として定着していける様補助金の増額を望む。	1件	<p>質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が重要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。今後の補助制度の拡充の中で、検討してまいります。</p>
111	保育料の軽減、指導員給与(待遇向上のためにも)のことを考えても補助金の増額は必要事項である。	1件	<p>具体的な制度の充実については、安全で安心な運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが重要と考えていまして、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援に努めていくことも重要と認識しています。</p>
112	学童クラブに関する仕事は、他の事業に比べ賃金が低いことを問題視してほしい。	1件	<p>クラブ運営者、指導員、利用者(保護者)の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおきく変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>

113	子どもたちが安心して過ごせる場所となるよう、市からの学童クラブへの補助金が十分に確保できるように具体的に考えてほしい。	1件	本プランを着実に推進し、学童クラブの量の確保と質の確保を併行して進めていくために、運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援の拡充に努めます。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおきく変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
114	学童への補助を増やして広い場所で保育をできるようにしてほしい。	1件	
115	子どもが学校からクラブのある学校内に帰所し、保護者が帰宅するまでの間、預かる環境下において、子どもの安全又は保護者も安心して仕事につけ、学校との連携で子どもの変化にも早急に対応できる事は何より、これからの未来に大きく影響する根本にある大切な事柄だと感じる。保護者が子どもを預け、仕事に安心してつける環境作りに力添えをお願いしたい。	1件	学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成され、また、保護者が安心して学童クラブを利用できるよう、必要な支援について検討し、学童クラブの安定した運営をしていただくために積極的に関わってまいります。
116	今まで多くの学童クラブは保護者が運営をしている。児童の数、障害の子がいるなどで援助金が異なり、保護者の資金のやりくりも大変なので、非常災害対策・衛生管理等の費用については財政支援を各学童にお願いしたい。	1件	安全・安心な学童クラブを安定的に運営していただけるよう検討してまいります。
117	理想が高く良いと思われるが、「では現実には」と疑問に思う所も多々ある。	1件	本プランでは、増設を計画している25クラブのうち、12クラブについては、学童クラブ開設の意向を有している市内の幼稚園、保育園による開設を予定しています。残りの13クラブについては、小学校の教室や公共施設などの場所の提供、開設支援の充実等により、新たな学童クラブの開設を促進します。 プランを着実に推進していくた

			め、具体的な支援について引き続き検討し対応してまいります。
118	他都道府県では営利目的（NPO、キッズ、宗教団体）その他多種多様な団体が今回の子育て関連法案対応ですでに動き出している。これら一連の流れからは本来型（民設民営）から主眼が離脱している傾向もみられる。働く者への権利と職場改善、更に対価に対する保障は当然の最低保障である。行政側もごろ合わせでなく、どれだけ達成（数）できたではなく、例えば基礎研修支援、（市対応）更に定例会（今後を目指して、横須賀独自の学童保育士（上記の身分保障）も含め、学童クラブへ行ってみ、やってみて、もっとやってみたい、その結果自己改革と社会に役立つ両輪の推進力が確立できればと思っている。	1 件	本プランでは、平成31年度までに25の学童クラブ増設を予定しています。プランを着実に推進していくため、具体的な支援について、引き続き検討します。 また、基準条例では、放課後児童支援員の資格が初めて規定されましたが、その資格要件として県主催の研修の受講が義務付けられています。 指導員の能力向上や職場改善をすることは重要なことと認識しています。 支援員の資格取得を含めた、能力向上のために必要な対応を検討させていただくと共に、指導員の適正な待遇確保に努めます。
119	放課後の子どもたちのことをもっと考えてほしい。	3 件	本プランでは、放課後、子どもたちが安心して過ごせる生活の場、遊びの場を確保できるよう、学童クラブの充実を図ります。 本プランを着実に推進していくため、具体的な支援について引き続き検討してまいります。
120	学区に1つしかない、選択肢のない学童クラブなので環境を良くしてほしい。	1 件	学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成され、また、保護者が安心して学童クラブを利用できるよう、必要な支援について検討し、学童クラブの安定した運営をしていただくために積極的に関わってまいります。
121	様々な職種の保護者がいる中、19時閉所だとお迎えには時間が間に合わない人も多いのではないかと。接客業をしていると、終わる時間が早くて19時。20時、21時はあたりまえなので、祖父祖母などが近くに住んでいなくて他にお迎えを頼めず、仕事を辞めざるをえない人もいます。 場所を増やす負担軽減も大事だとは思いますが、今現在学童クラブの問題点などをもっと掘り下げて未来プランを作してほしい。	1 件	今後の学童クラブへの需要増に対応するためのクラブの増設と、現状の学童クラブに対する質の向上や、内容の充実に伴う支援や補助の拡充については、並行して検討します。

122	ファミリー・サポート・センターやわいわいスクールなどと上手く協力しながら放課後対策を考えていくことができるのではないか。	1件	ご指摘のとおり、学童クラブ以外の施策と協調していくことが重要であると考えています。ご意見については今後の施策検討における参考とさせていただきます。
123	学童クラブ指導員に米国留学生などを受け入れるのはどうか。(せっかく米軍基地があって、沢山の英会話を試す機会があるにもかかわらず、実践されていないのはもったいない。幼少期からの取り組みを改善し、他市との違いを明らかにする。)	1件	適性のある支援員の確保は重要なことと認識しています。ご意見については今後の施策検討における参考とさせていただきます。
124	学童クラブへの補助について、充実を図ることが、指導員の待遇改善につながり、そのことが、児童の放課後生活の安心につながる。	1件	質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が重要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。適性のある指導員のもと安定した学童クラブの運営が図れるよう検討します。
125	学童保育の補助対象・補助要件の見直しは行われるのか。 ・移転に対する補助の追加 ・在籍児童数に対する補助の見直し。	1件	学童クラブの運営に対する支援や補助の見直し、拡充については、学童クラブの増設と並行して対応してまいります。また、移転に対する補助については、今後の検討課題とさせていただきます。
126	制度の充実の具体内容をどうするのが今後の課題だと思われる。抜本的な補助が必要だが、難しい場合、運営する父母の負担が軽減するような内容に絞って充実してほしいと思う。 ・社会労務士や会計士との契約に対する補助 ・通訳を利用するための補助 ・現在小学校に入れている学童は家賃が発生しないので、家賃補助ももう少し充実していただけるとよいのではないか？ ・雇用、求人に対する補助 ・賃貸契約の保証代行	1件	制度の充実については、運営に携わる保護者の方々の負担が軽減されるよう、十分に留意して支援の在り方を検討します。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中、最後に「学童クラブの運営に携わる関係者の負担を軽減するとともに、地域の学校法人や社会福祉法人等の参入を促進し、学童クラブの増加を目指します。」を加えます。
127	わいわいスクールのように、モデルとして作り全市的に展開しないような事業は控えるべき。学童クラブは独立させ、全児童の対策とは分けて家庭の代わりであることを後退させないこと。	1件	学童クラブと全児童対策について、それぞれの趣旨、目的を踏まえた運営をしていくことが重要であると認識しています。

128	<p>次年度の利用が抽選になると聞いている。運営を考え、補助金がもらえる人数を超えないよう、利用を制限しなければならない所がある現実を、市として重く受けとめ、素早く対応しないとイケないのではないか。</p>	1 件	<p>定員数を規定する面積要件については、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しない経過措置を設けています。この経過措置期間中に入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めていきたいと考えています。また、放課後児童の健全育成という観点から、学童保育を必要とする全ての児童が平等に利用できる環境が必要と認識しています。ひとり親世帯や低所得世帯の児童の利用を促す補助のあり方等についても検討します。</p> <p>運営においても、現場の状況を良く把握し、適切な運営に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
129	<p>学童に入れないから、そこに住むことができないという方や、金銭的な面で利用することができず、子どもを心配しながら働き、結局仕事を辞めざるを得ない方もいる。だれでも安心して子どもを産むことができ、育てることができる市になってほしい。</p>	1 件	<p>学童クラブの利用を希望する全ての児童が安心して安全な学童クラブに入所することができるように努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>

130	<p>学童クラブは放課後児童の居場所であり、学校にあることが一番であるが、学校での受け入れが困難なところや、空き教室の利用を、その時の校長の考えで大きく変わることも事実であるため、受け入れる校長の考えで対応が大きく変わることがなく、入所希望する児童数に応じて臨機応変に対応してほしい。</p>	1件	<p>地域における学童クラブへ入所を希望する児童の数に応じて、小学校の教室に限らず、他の公共施設や、近隣幼稚園、保育園での開設を視野に入れて柔軟に対応してまいります。</p>
131	<p>地域によって子どもの人数も違うため、十分なスペースの確保が難しいのではないかと。スペースが足りないために待機児童を出してしまうのでは、働く親にとって大問題である。</p>	1件	<p>定員数を規定する面積要件については、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しない経過措置を設けています。この経過措置期間中に入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>
132	<p>小学校以外のクラブでは、家賃がかかり、保育料に格差が生じ、学校にあるクラブへの希望が増え、学校以外のクラブ運営がますます厳しくなる。</p> <p>子どものためを思えば、小学校は安心できるが、小学校が遠い家庭では、迎えの都合を考えると、自宅に近いクラブを選択したい場合もある。そのような時、学区外のクラブを利用することはできないのか。家賃を考えれば学校を推奨するのは理解できるが、小学校以外のクラブをどう運営・増設していくのか具体的に示してほしい。</p>	1件	<p>家賃補助の拡充については、家賃がかからない場所で活動する学童クラブとの公平性から、今後の検討課題とさせていただきます。学区外の学校のクラブ利用については、一部の学童クラブにおいては規約上学区指定をしていますが、大半の学童クラブにおいてはそのような指定は設けてありません。</p> <p>基本的には、諸条件が整う小学校については出来るだけ、小学校の教室を利用できるように検討していきますが、それが叶わない所では、他の公共施設の利用や幼稚園、保育園での学童クラブの開設も検討します。</p>
133	<p>学童クラブが小学校内に入ると、わいわいスクールとの共存になるが、市長が唱えているわいわいスクール、ランドセル置場を学童クラブに一本化ということになるのか。</p>	1件	<p>国から『放課後子ども総合プラン』が示され、放課後児童健全育成事業と全児童対策事業の一体的運営もしくは連携した運営の促進が求められているところですが、現時点においては現行のわいわいスクールと学童クラブを一本化することは想定していません。</p>
134	<p>未就学時期に保育園を利用している子どもたちの家庭環境は就学時期を迎えると共に変わる可能性は殆どないと思われる中、保育園を利用してきた子どもたちの放課後を、市を上げて安心して利用できる</p>	1件	<p>放課後児童の健全育成という観点から、学童保育を必要とする全ての児童が平等に利用できる環境が必要であると認識しています。そのため、本プランの着実な実施を図ります。</p>

	る学童クラブを考える必要があるのではないか。(わいわいスクールではなく)		
135	「ランドセル置き場」は当地区にはなく、学童までの必要はないが放課後の居場所を必要としている家庭も数多くあると感じている。当地区では新たなマンションが多く建ち、このような事態は予想されていたことと思うが、ランドセル置き場の整備並びに学童保育の制度改善、プレハブの建設、市として責任を持って誠意ある対応をお願いしたい。	1件	放課後児童対策においては、学童クラブ以外の施策と協調していくことが重要と考えています。ご意見については今後の施策検討における参考とさせていただきます。また、浦郷小学校については、今年の4月から小学校の教室が利用出来るようになり、近隣のマンション開発と併せて、その利便性から多くの利用希望者がいることは承知しています。今後の児童の増加を見据えた対応を図ります。
136	市長は「わいわいスクールをなくす」と話しているがいつなくなるのか。市内の全てが同じタイミングなのか。そこをそのまま学童で利用できるよう、調整したいが、わいわいスクール跡地には何を考えているのか。学童を公共施設へとも言っているので、ぜひわいわいスクール→学童を検討してほしい。	1件	本市における、今後の「放課後子ども教室」の在り方については、関係部局を含めて検討をしていきます。その中で、わいわいスクールという形での「放課後子ども教室」の実施についても見直しをし、選択肢のひとつとして学童クラブに変えて行くことも検討します。
137	わいわいスクールがある小学校に学童クラブが余裕教室に入れていくのか。	1件	
138	学童クラブで補いきれていない土曜日や振替え休日、臨時の休校等に対応した保育を行う施設の開設や、事業を実施してほしい。全学童クラブで対応できるのが理想ですが、休校時各行政センターエリアにまず1つずつでも既存クラブの一時利用含め、安心して預けられる場所があるといい。	1件	今後の検討課題とさせていただきます。
139	浦郷小学校は周辺に大規模マンションがいくつも建設され次年度の4月入学を予定している子どもの受け入れさえしてもらえない現状である。人口の増加、各世帯の子どもの年齢等把握していて、保育園を利用している児童の人数を考えれば、学童クラブを利用する人数も分かるはずなのに、行政として動くのが遅過ぎないか。27年度入学予定の児童がきちんと学童クラ	2件	浦郷小学校区の学童クラブについては、今年の4月から小学校の教室が利用出来るようになり、近隣のマンション開発と併せて、その利便性から多くの利用希望者が出てきていることは承知しています。今後、必要な対応について、検討します。

	<p>プに入れるよう、早急に市として動いていただきたい。</p> <p>何の対策もせず、今度の4月を迎え子ども達に事件、事故等が起こった際は、親として法的責任の所在を問うべきと考える。</p>		
140	<p>浦郷学童クラブでは来年度の希望者があまりにも多いため、分割か新規立ち上げか、どうしていくべきなのかと正直、皆困っている。</p> <p>市として、空いている土地、もしくは、学校の校庭にプレハブを建て、数年後の今よりも児童数が増えることまで見越したものを用意していただく形で支援していただければ今後、毎年増えることが目に見えている事態を乗り越えていけるのではないかと考える。</p>	1件	<p>浦郷小学校の今後の児童数の推移については、承知しておりますので、将来を見据えた具体的な対応を検討します。</p>
141	<p>”学童保育の充実”と謳ってはいるが、もっと現実を見据えて悪い事案が起きた時の対処策を具体的に考えてほしい。</p> <p>(例) 学童の児童数がオーバーして新規に学童を立ち上げる際には、かかる費用は全額市が負担するなど</p>	1件	<p>本プランでは、平成31年度までに増設していく学童クラブの数を各年度ごとに列挙していますが、地域の事情によっては、迅速な対応が必要となることも考えられるので、状況によっては、計画に記載されていない学童クラブの開設にも対応できるよう制度の見直し、充実を図ります。</p>
142	<p>子どもたちが安心して通える学童、学校等の空いている施設を提供してほしい。</p>	1件	<p>増設を計画している25クラブのうち、13クラブについては小学校の教室や公共施設などの場所の提供、開設支援の充実等により、安心して安全な学童クラブの開設を促進してまいります。</p>

②学童クラブ（基準条例関係）

	意見の概要	件数	考え方
143	<p>児童一人当たり1.65㎡を確保することは、入所制限とつながり、待機児童を出すことになるのではないかと。</p>	20件	<p>面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。</p>
144	<p>来年入所しようとする人数を考慮すると定員を超える状態が判明した際に担当課への問い合わせに対して、何ら解決策を呈示してもらえない状況である。</p> <p>定員を超えると待機を容認していることになり、国が進める待機児童解消に対して逆行する形になっ</p>	3件	<p>この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>

	<p>ているのではないか。 待機児童を出さない対策を市が率先して運営者に提示することこそが、本来の支援の在り方だと思うので、早急に具体的な支援策を講じるようお願いしたい。</p>		
145	<p>1.65㎡のルール 学童を必要としている子どもを必要な時期にしっかり学童に入れるようにしてほしい。</p>	1件	
146	<p>学校に入っている学童及び、学校に移転する学童は1.65㎡/人ルールによる定員をオーバーすると考えられる。定員を超えた分の受け入れを、どうするのか。具体的な対策を挙げてほしい。</p>	2件	
147	<p>学校への移転を5年間で25か所に増やすとのことだが、学校内に入っている学童をはじめ、すでに定員オーバーをしているところもある。そのような学童への対処等はあるのか。</p>	4件	
148	<p>学童クラブ毎に定員を定める案は、慎重に考えてほしい。安易に定員を定めると入れなかった子どもの行き場がなくなってしまう。国が進める「女性の社会進出」に相反するのではないか。</p>	2件	
149	<p>毎年利用児童数に変動がある中で、児童一人につきおおむね1.65㎡の規定を守り、定められた定員内に収めることは容易ではない。</p>	1件	
150	<p>クラブの数を増やしてから1.65㎡のルールを決めてもらいたい。</p>	3件	
151	<p>基準条例の児童1人につきおおむね1.65㎡の規定について、現状この基準を超えている学童クラブについては、猶予期間を設ける必要があるのではないか。 この基準を平成27年4月から適用するのは横暴すぎる。</p>	10件	
152	<p>基準条例に基づく運営では、面積による受け入れ児童の制限がある中で、定員超過の場合には、学童クラブの分割等を行うことになるが、毎年度学童クラブへの入所希望者は一定ではなく、その場合、分割と合併を繰り返さないと運営</p>	1件	<p>面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。 この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児</p>

	が成り立たない。市としてその点はどのように考えているのか。		童が発生しないよう努めます。補助制度の見直し、拡充を行い、児童数の増減に影響されない安定した学童クラブの運営をしていただけるよう努めます。
153	児童1人当たり1.65㎡の計算だと、現在よりも最大児童数が減ってしまうため、保育料での収入が減ってしまうので、補助金を上げていただけないと、今後の運営も厳しくなってくる。	3件	
154	5年間の移行期間の間に受け入れ先を増やし、1人1.65㎡ルールが守られるような体制づくりをお願いしたい。私たち保護者は学童保育を必要としている入所希望者を安全・安心にお預かりできるように努力してきた。子どもたち、親たちが学校後の生活に今までのように不安なく過ごせるように検討をお願いします。	1件	面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。安全・安心な運営を続けていただけるよう補助制度の拡充等に努めます。
155	1.65㎡の基準が施行された場合、狭小学童は広い場所に移転するか収容人数を減らすかの2択となるが場所の問題、移転費用の問題、待機児童の増加等、問題が山積みである。 場所・移転費用の公的補助、支援はあるのか。	4件	面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めていきたいと考えています。そのためには運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援にも努めます。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分の次のおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
156	受け入れを増やすことと、スペースの制限を設けていることに矛盾を感じる。学童クラブに通いたい子どもが通えるように、具体策を示してほしい。	1件	今後の学童クラブの整備計画において、量と質の確保を併行して進めていく方針であり、そのために必要な運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援についても、

			<p>安定した運営が実現できるよう、中長期的な展望を持って適切に対応してまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
157	<p>市で定めた定員を既に上回っている。隣の教室は授業で使われていることもあるが、クラスになっておらず、使わない時間もある。時間貸しでも良いので、使わせてほしい。</p> <p>使用の許可は校長権限だと聞いているが、権限を委譲しているのは、横須賀市であり、横須賀市が学童クラブを円滑に進めるにあたり使用許可権限を持って、空き教室を使用させてほしい。</p>	1件	<p>学童クラブの運営のために小学校の教室や公共施設を提供することを促進していきたいと考えていますが、現時点では、空き教室の時間貸し等は学校の施設管理上、難しいと考えています。</p> <p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>
158	<p>小学校を利用しているクラブの場合、1.65㎡という決め事があり、希望者が多数いることも見据え、希望者多数のクラブには、余裕教室の放課後のみの提供をお願いしたい。</p>	1件	
159	<p>基準条例中の児童1人につきおおむね1.65㎡の規定を設けられても、増えている希望児童を受け入れざるを得ない状態になっている。また、新たなクラブを増やすといっても、場所の確保も費用もかかり、今まで築いてきた指導員と子どもの関係が崩れることになる。その辺りのことを考慮してほしい。</p> <p>児童が毎日通っている訳ではないので、一日当たりの人数でのスペースで再検討をしてほしい。</p>	2件	<p>面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p> <p>また、運営補助金の増額については、安定した運営が実現できるよう、中長期的な展望を持って、毎年の予算編成過程において適切に対応してまいります。</p> <p>また、利用児童の考え方について</p>

			は、毎日通ってくる児童と、週に何日か通ってくる児童がいるので、毎日通ってくる児童の数と、週に何日か通ってくる児童の一週間当たりの平均値を加えた児童の数を利用児童数とすることとしています。
160	<p>1人1.65㎡というルールをどういう基準で決めたのか。</p> <p>もう少し1.3㎡とか狭くしてもいいと思う。</p> <p>子どもにとっては広い場所で伸びのび過ごすのはいいと思うが、そのルールで定員を決めてしまうと、入所できない子どもがでてしまうのは、とても悲しいことである。</p> <p>幼児とかと違いある程度の狭さや指導員の数などは、余裕があってもよいと思う。</p> <p>学童の児童は高学年より低学年が多い、体がまだ小さいので1.65㎡もいらぬとは思ふ。</p>	1件	<p>面積要件(1.65㎡)については、国の省令により参酌すべき基準として提示されています。低学年の児童においても、身体的安全の確保、心理的な安定の確保の面等から、1.65㎡は必要と考えています。</p> <p>面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>
161	<p>「支援の単位を構成する児童の数には、おおむね40人以下とする」と規定されているが、市として一律の基準を提示して定めるのではなく、各地区、各学童クラブの児童数や実情に合わせて適正数を定める必要があるのではないか。</p>	1件	<p>「おおむね40人以下」については、児童の適切な支援と安全確保ができる上限として設定しています。適正規模における質の高い運営を維持するための基準として考えています。各地区、各学童クラブの運営においては、この基準の範囲内での対応をお願いしたいと考えています。</p>
162	<p>待機児童となった子どもはどうすれば良いのか。</p>	1件	<p>本プランでは、量の見込みに応じ、各地域における学童クラブの増設を予定しています。本プランを着実に推進していくと共に、学童クラブの需要に対して供給が不足している地域においては、なるべく早期の学童クラブの開設に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>
163	<p>クラブの分割について、分割の作業は、全て保護者で行うことになるのか。親だけでなく、民間の介入などアドバイスがほしい。</p>	5件	<p>学童クラブを分割する際にも、場所の提供や開設時に必要な諸経費への補助金について、また、開設準備時における補助金以外の支援についても、市として、積極的に関わってまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」</p>

			「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「㊦放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更に従って変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
164	利用児童が増えることによりクラブを分割することは避けてほしい。利用児童が増えた場合、指導員を増やすことで回避できないのか。	1件	面積要件についてはその適用に経過措置を設けています。経過措置期間終了後に面積要件を満たせなくなる場合の対応については個々の状況に応じて様々な対応策があるものと想定しています。対応について苦慮される場合に、ご相談をいただければ市においても対応を検討してまいります。
165	小学校内にある学童クラブで、子どもの数が増えた場合には、教室を2部屋に増やしてもらう等の対応はしてもらえるのか。	1件	小学校内にある学童クラブが既に使用している教室に加え、もう一つ新たな教室を使用するためには、利用できる余裕教室があることが前提となります。学童クラブの利用を希望する児童が増えた場合は、利用可能な公共施設などの場所の確保、開設支援の充実等により、利用定員の拡充を図ります。
166	一人当たり1.65㎡の基準の猶予期間が終了するまでに児童数に影響されない運営や施設の対策を市が主導で考えたプランを明示してほしい。	1件	経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。また、小学校利用による家賃補助の削減による財源、国や県の財源の活用、一般財源の確保等への積極的な取り組みにより、補助制度の見直し、拡充を行い、児童数の増減に影響されない安定した学童クラブの運営をしていただけるよう努めます。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「㊦放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込み

			に応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおのおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
167	学童クラブの現場の状況を把握して、支援してほしい。	5件	各学童クラブの運営の状況の把握に努め、その中でクラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。
168	基準条例などの書面上で残すことよりも、実際に実行してみるとどのような弊害が起きるのか、弊害が起きた時の対処法まで説明してほしい。	1件	
169	今一番課題となっているのは、指導員の人員確保である。非常勤でも雇うのが困難な中、基準条例であげられた条件をクリアする常勤を探し出すのはとても難題である。もし基準条例をクリアできなかった場合、学童は運営できなくなってしまうのか。 また、そうなった時、横須賀市はサポートや対策はあるのか。補助制度の具体的な内容は、どのような事なのか。	2件	質の高い学童クラブの運営には、適性のある指導員の確保が要であり、そのためには指導員の処遇の維持向上や研修の充実が重要であると考えています。今後の制度の拡充の中で、指導員の確保に係る補助金以外の支援についても検討してまいります。 基準条例は児童のための条例であることから、児童の健全育成の見地から可能な限り柔軟に運用してまいります。
170	指導員の研修も資格取得も視野に入れ行政のしっかりした指導員研修を促進してほしい。	1件	質の高い学童クラブを運営していただくためには、適性のある指導員を確保することが必要であると考えており、そのために必要な指導員研修等の支援の充実に努めます。
171	来年度から有資格者を学童に配置する動きがあるようだが、有資格者や復職者向けの研修や現場での研修期間などを設けるべきではないか。	1件	今回の基準条例の中で、放課後児童支援員の資格が初めて規定されましたが、その資格要件として県主催の研修の受講が義務付けられています。質の高い学童クラブを運営していただくためには、適性のある指導員を確保することが必要であると考えており、そのために必要な指導員研修等の支援の充実に努めます。
172	近年、医学での診断技術が進み障害を持っていると診断される子どもが増えているということに対して、デイサービスなどのサービスの供給が追いつかないという事を良く耳にする。	1件	放課後児童健全育成事業における障害児童対策については、クラブへの補助金として、指導員の加配に係る障害児加算や障害児特別加算、また、指導員への障害児についての行政研修を実施しており、

	<p>基準条例では、特に触れられていなかったが、学童クラブでは、どの程度の障害のある子まで受け入れ、どの程度まではデイサービスなどの福祉サービスでの受け入れ対象とするなどの基準などはあるか。</p>		<p>今後も必要に応じて支援の充実、拡充を検討させていただきます。受入基準については、学童クラブの受入体制、障害の種類や程度等により各クラブにおいて判断をしていただいています。</p>
173	<p>基準条例においては対象を放課後児童としていましたが、その中に障害児を含めてよいのか。</p>	1件	
174	<p>学童クラブを79か所に増やす以前に54か所のクラブを基準条例に合うように支援、助成することを優先してほしい。 小学校にあるクラブは、確実にスペースが足りず待機児童が増えることとなる。 小学校内で定員を超えた場合、児童の受け入れをどの様に考えているのか。</p>	4件	<p>学童クラブへの需要増に対応するための学童クラブの増設と、学童クラブの運営に対する支援や補助の拡充については、併行して対応してまいります。 面積要件(1.65㎡)の規定は、既存の学童クラブにおいては、当分の間、この規定を適用しないこととする経過措置を設けています。この経過措置期間中に、入所希望児童の推移等を注視し、学童クラブの総定員の拡充に努め、待機児童が発生しないよう努めます。</p>
175	<p>基準条例を受け、運営において不安な事や課題ばかりである。条件ばかり増え、それに伴う補助がなければ運営、指導員の雇用、児童が安心してすごせる場所もとても難しくなってくると思う。</p>	1件	<p>基準条例の施行やプランの実施に伴い、安定的なクラブ運営を継続していただくためには、運営に対する補助金の増額や補助金以外の支援が必要であると考えています。</p>
176	<p>基準条例を守っていくために市が何をしてくれるのか責任をもってほしい。</p>	1件	<p>基準条例の施行にあわせて、公的な責務を果たしてまいります。 ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「①放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更に従って変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
177	<p>仕事や家庭、子育てで忙しい、保護者だけの学童クラブの運営が大変な中、基準条例をクリアしていくのはとても困難である。</p>	1件	<p>基準条例では、学童クラブの質を確保していただくために、クラブ運営者の方に遵守していただくべき基準を規定させていただきます。</p>

	<p>基準条例をクリアできるだけの補助金やサポートシステムがあれば基準条例も受け入れやすくなるのではないか。</p> <p>条件に見合った指導員確保、児童に対する敷地面積等クリアできなかった場合、指導員さんの勤務、受け入れのできなくなってしまう児童はどうするのか。</p>		<p>た。</p> <p>また、本プランにおいては、学童クラブの潜在ニーズに対応する量の確保策の計画を示させていただいています。量と質の確保を併行して進めていく予定であり、そのためには運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援についても、今後、制度の充実を図ります。</p>
178	<p>目の届かない故の事故やトラブルの防止のため、放課後児童指導員の定員人数を定める、教員免許、保育士の資格等を有する、あるいは放課後児童指導員の研修会の先には資格制度を設けその資格を有するものとする、などの基準を定めることはないのか。</p> <p>指導員以外も安全対策を定め、指導監査も必要だと思う。</p>	1件	<p>基準条例は、学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的としており、職員配置基準、資格要件、事故対応発生時の対応など、様々な基準を定めています。</p> <p>また、今後、各学童クラブの運営状況を把握させていただき、学童クラブを適正に運営していただけるよう、市の責務を果たしてまいります。</p>
179	<p>現状では、学童クラブに関わる指導員、保護者の負担がとても大きい。条例ができることで、どのあたりが改善されるのか疑問であり、むしろ規制されることが増え、ますます大変になるのではないか。</p>	1件	<p>基準条例では、学童クラブの質を確保していただくために、クラブ運営者の方に遵守していただくべき基準を規定させていただきました。</p> <p>本プランにおいては、学童クラブの潜在ニーズに対応する量の確保策の計画を示させていただいています。量と質の確保のためには運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援にも努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を次のとおり変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>

180	<p>現状でも運営が厳しい学童に対して、それを更に苦しめる基準条例になったという事は、誰のための条例なのか。</p>	1 件	<p>基準条例は、学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的としています。</p> <p>学童クラブの運営については、民設民営を基本的な考えとしています。その中で、基準条例を策定した以上、市として、全ての学童クラブが基準条例に適合するように支援していく責任があると認識しています。</p> <p>学童クラブの安定した運営をしていただけるよう、補助制度の拡充や様々な支援に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向性(確保方策)」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分を変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」</p>
181	<p>学童クラブが少ないなか、待機児童が多く、さらに、児童1人当たり1.65㎡のルールでは、今後、不安しかない。放課後の子どもの居場所、横須賀市や親のためではなく、子ども達のためにもう一度考えてほしい。</p> <p>いろいろなことを想定して出来た基準条例かもしれないが、現実はきびしいと思う。</p>	1 件	<p>基準条例は、学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的としており、学童クラブの質の確保が中心課題となっています。</p> <p>運営に関する基準の中で、児童や保護者が安心して利用できる学童保育の確保を目指し、補助金の増額や補助金以外の支援に努めます。</p> <p>ご意見を踏まえ「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」「(3) 地域子ども・子育て支援事業」「⑩放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」 「事業の方向</p>

			性（確保方策）」中「量の見込みに応じた確保方策を進めるため、補助制度の充実を図る」の部分をおおりの変更します。「学童クラブの安定した運営を確保しつつ、量の見込みに応じた確保方策を進めるため、公の責任において補助制度の充実や保育料の軽減を図ります。」
182	1つの学童に通える人数が減ることになるのは大変困ると思う。具体的に市がどこまで学童を増やす。学童の質を上げる。学童の運営にどこまで、何をかわるのか。基準条例が施行される前にもっと学童の現状を見てほしい。保育をする場所、お金のこと、指導員のこと1つ1つに対して、市が何をしてくれるかの具体的なところを決め、今よりもよい学童ができるようにしていかなければいけないと思う。今よりも、いろんな人が困らないための基準条例をお願いしたい。	1件	今後の制度の充実としましては、安全で安心な運営場所の確保、保護者運営の負担軽減、保育料の負担軽減、待機児童の解消、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えています。またそのためには、運営費補助の拡充はもとより、補助金以外の支援についても重要と認識しています。 クラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。
183	基準条例は学童クラブの願いが報われない。	1件	基準条例は、学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的としています。 そのため、安全で安心な運営場所の確保、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えています。 学童クラブを運営していただく中で、学童クラブの願いが報われるよう、クラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。
184	前回のパブリック・コメント手続きは何の為にやったのか。規制を作る為だったのか。	3件	新制度では、子どもに関連する施設や事業の運営等の基準は、国が示す基準を踏まえて、横須賀市が条例等で定めることとなっています。 本市の条例等の整備に当たり、市長から諮問を受けた横須賀市児童福祉審議会が基準等の内容の検討を重ねてきました。その検討結果

			<p>を取りまとめ、市長に答申を行うに当たり、当審議会としての基準等の案に対してご意見を伺ったものが、前回のパブリック・コメントになります。</p> <p>また、基準条例は、学童クラブを利用する児童が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的としています。</p> <p>そのため、安全で安心な運営場所の確保、指導員の適正な処遇確保などが必要と考えています。</p> <p>学童クラブを運営していただく中で、クラブ運営者、指導員、利用者（保護者）の方々からのご意見をいただき、必要かつ有効な支援の充実に努めます。</p>
185	来年度からは基準条例が決まって、ある程度はゆとりの持った保育になることを願う。	1件	<p>本プランにおいては、量の見込みの確保が今後の計画として中心に述べられていますが、基準条例においては、質の確保が中心課題となっています。運営に関する基準の中で、ゆとりある学童クラブの確保を目指してまいります。</p>
186	<p>小学校での実施を増やしたり、学童クラブの保育料の軽減が実現した場合、他地域でもあるような大規模化の学童になることが予測できる。</p> <p>小学校ではスペースから定員を考えると1教室では足りなくなるので、大規模化の場合、2クラス制にできるように、それが難しい場合には、小学校+地域の物件となるように、一歩先まで考えた施策が必要なのではないか。</p>	1件	<p>基準を超えた大規模化は、児童の安全確保や質の高い学童クラブの運営に支障をきたすものと考えています。基準条例の運用において適正規模の運用に留意してまいります。</p> <p>場所の確保については、他の公共施設の利用や、保育園、幼稚園での学童クラブの開設等も検討します。</p>

(3) その他

	意見の概要	件数	考え方
187	<p>第2章は、「現状の分析」としてあるものの、実際は事業実績報告となっている。</p> <p>P35からの課題と方向性、そして、第3章のプランの目標とのつながりが分からない。</p>	1件	<p>第2章では、「現状の分析」として、人口動態、アンケート調査、事業実績等を踏まえた内容を踏まえた上で、第2章の最後には「5. プランで取り組むべき課題と課題解決に向けた方向性」を記</p>

	<p>そのためP42からの施策中、重点施策を選定した基準が分からない。どういう基準で重点等を選定したのかを記載すべきと考える。特定事業の中でも重点になっていないものもある。</p>		<p>載しています。</p> <p>第3章では、第2章の課題解決の方向性を踏まえ、プランの考え方を記載し、続く第4章として、具体的な施策を進めます。</p> <p>重点施策は、施策の大柱毎の子育て支援に関する特に重要な施策を平成31年度の事業内容を含め記載しているため、本市独自の視点をを用いています。</p> <p>「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、記載が義務づけられている事業です。</p>
188	<p>基本指針での任意記載事項である、産休・育休後における保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項についての記載、ならび雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項についての記載がない。今回は記載できないものであっても、課題として検討するという記載は必要と考える。</p>	1件	<p>「4. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業」は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、記載が義務づけられている事業です。</p> <p>ご意見のとおり基本指針では、「産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項」と「労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項」を任意記載事項としています。</p> <p>本プランでは、必須記載事項を優先的に議論し、任意記載事項については、体系的なとりまとめをせず、「具体的施策」に記載する程度に留めています。</p>
189	<p>施設配置適正化計画は、市立保育園の施設面積の約30%を削減するとの案を示していたが、この削減計画及び削減面積と当プランとの関連性について示してほしい。</p>	1件	<p>公立保育園は、現在の施設配置を見直す「公立保育園再編実施計画」を検討中です。</p> <p>施設配置適正化計画案では、公立保育園再編実施計画の結論が出ていないため、横須賀市公共施設マネジメント白書で試算された「更新費用を確保するために、施設を30%縮減することが必要」という数値をもって、当面の目標として記載しております。</p> <p>公立保育園再編実施計画では、老朽化した公立保育園については、統合・移転により幼保連携型認定</p>

			<p>こども園を核とした子育て支援総合施設として更新する、もしくは民営化することを基本的考え方としており、施設面積を30%削減するという目標も意識しながら検討を進めております。</p> <p>本プランの確保方策は、保育サービス等の利用定員を記載したもので、施設面積と直結するものではありません。</p> <p>市民の保育ニーズに対し、公・民の設置主体や幼稚園・保育園などの施設種別を問わず、総合的な供給の確保方策を示した内容となっています。</p>
190	<p>横須賀の赤ちゃんの出生率は低く外の県に行く方も出てきている。まず子どもを産むための病院が必要。月数がたった妊婦は受け入れてもらえる病院を探すのが大変。</p>	1件	<p>本市でも一時的に出産場所確保が問題になった時期もありましたが、現在は産科医師、お産できる施設の増加により出産環境は改善されてきました。</p> <p>安心安全な出産のためには、妊婦健診を定期的に受けることは大切ですので、妊娠が分かったら早めに受診していただくことをお願いしています。妊婦健診受診の費用負担軽減のため妊婦健診の助成も行っております。</p> <p>妊娠出産に関してのご相談は、健康福祉センター、こども健康課をご利用ください。</p>
191	<p>子どものために医療費の無料も必要だと思います。 他県のサービスなど参考にされてはどうでしょうか。</p>	1件	<p>小児医療の助成は、入院については、中学校卒業時までが対象です。通院等について、平成27年度中に小学校3年生までのものを小学校6年生までに引き上げます。</p>
192	<p>中学校給食の実践が難しいのであれば、まずは主食のみ持参という形という形でスタートするのはどうか。それだけでも負担は軽減する。</p>	1件	<p>ご提案のように補食給食（主食は家庭から持参）という形態をとったとしても、主食を除く給食を提供するためには、市民の皆さまにとって多額の税負担となる視点などから、完全給食と同様に、現時点では、実施することは困難と考えていますが、広く市民の方に意見を伺うことも含め、今後も検討します。</p>
193	<p>子育てしにくい環境だから人口の流出が止まらないのではないか。中学校の完全給食も含め、魅力のある横須賀市にしてほしい。</p>	2件	<p>市民の皆さまにとって多額の税負担となる視点などから、現時点では、中学校において完全給食を実施することは困難と考えています</p>

			が、広く市民の方に意見を伺うことも含め、今後も検討してまいります。
194	市が子どもの育成に本気で力を入れようとしているようには思えない。都内から引越してきたので差の大きさに驚く。子育て世代が県外へ引越す気持ちがよく分かる。	1件	子育て世代の定住促進が図れるよう、プランの着実な実施を図ります。
195	横須賀市外への転出者が多い中、子ども達の過ごしやすさをもっと具体的にアピール出来なければ、市民の確保と転入者の増加は見込めないのではないか。	1件	
196	毎年人口の流出が増加しているが、本市は住みやすい土地、地震の危険が少ない土地と思える。子どもの未来が見える横須賀にしてください。	1件	プランを着実に実施し子どもの未来が見える横須賀を実現するよう努めます。
197	横須賀市の子どもたちが安心して過ごせるプランなので、計画だけにならないように実践してほしい。	1件	本プランの着実な実施を図ります。
198	今回のプランには数々の”子どもたち”や”保護者”のためにと書かれています。この街に住む子どもを持つ親として、これらが全てうまく進んでほしい内容であるので、実現に向け動いてほしい。	1件	
199	未来の子どものために、もっとお金を使うようにしてほしい。	3件	
200	高台の廃屋を期限付きでもいいので若い世帯に安値で賃貸させて住まわせる。近隣の高齢者にとってメリットがあったり、昇り降りは運動にもなって良い。	1件	ご意見は、今後の運営の参考にさせていただきます。
201	定期的な街路樹の手入れにかかる費用を考えると最初から植える種類を選べばよいのではないか。	1件	
202	過剰な支出と思われるものをカットする。 例 ・保育園卒園時のクレオン ・新1年生の登園帽も兄弟のお下がりがあってもかかわらず届けられる。 ・生活保護世帯を分類し、医療費や投薬などを全て無料にするのではなく、平素な形で援助してほしい。	1件	